



一般財団法人京都ユースホステル協会

海外受注型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、一般財団法人京都ユースホステル協会（京都市右京区太秦中山町29番地宇多野ユースホステル内観光長官登録旅行業1928号（一社）日本旅行業協会正会員、以下「当協会」といいます。）がおお客様の依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送等のサービスの内容ならびにお客様が当協会に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- （1）当協会又は当協会の受託営業所（以下「当協会ら」といいます。）にて当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当協会が別に定める料金の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当協会らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- （2）当協会と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規程に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。
- （3）当協会らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当協会らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- （4）旅行契約は、電話による当協会が契約締結を承諾し、申込金を受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他通信手段でのお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当協会らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- （5）当協会らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- （6）契約責任者は、当協会らが定める日までに、その団体・グループを構成する旅行者「以下「構成員」といいます」の名簿を当協会らに提出しなければなりません。
- （7）当協会らは、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （8）当協会らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- （1）申込時点で未成年の方は、保護者の同意書が必要です。
- （2）旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- （3）特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行の申込時にお申出ください。当協会は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- (1) 当協会らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件、旅行代金及び当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
契約書面を交付した場合において、当協会が企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は前項の契約書面記載するところによります。
- (2) 前項の契約書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。
- (3) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当協会はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当協会らが指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより異なります。別途明示する場合を除き航空券はエコノミークラス、鉄道は普通席となります。）、宿泊料金、食事料金、観光料金（入場料・拝観料・ガイド料）、活動料金等及び消費税等諸税。
- (2) お一人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください。また一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。）。手荷物の運搬は当該運送機関が行ない、当協会が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
- (3) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。
- (4) その他契約書面において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(4)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- 2) 空港施設使用料。（契約書面に明示した場合を除きます。）
- 3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

- 4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- 5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- 6) 傷害、疾病に関する医療費。
- 7) 希望者のみが参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- 8) 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）。
- 9) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料。
- 10) 日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税。
- 11) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等。

8.旅行契約内容の変更

- (1) お客様はから契約内容の変更の求めがあったときは、当協会は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当協会は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当協会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当協会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することもあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

9.旅行代金の額の変更

当協会は旅行契約締結後であっても、次の場合を除き旅行代金の額の変更は一切いたしません。

- 1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 2) 当協会は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当協会はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 4) 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当協会はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 5) 当協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面等に記載した場合、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

10.お客様の交替

- (1) 当協会と受託型企画旅行契約を凍結した旅行者は、当協会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当協会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお一人様あたり1万円をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）

- (2) 契約上の地位の譲渡は、当協会が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当協会は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11.旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

お客様は下記に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

- 1) お客様は下表に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当協会らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

＜本邦出国時または帰国時に航空機を利用する旅行契約の取消料＞

旅行契約解除期日	取消料
1.2～4 まで上げる場合以外の場合 (当協会が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日前以降 3 日前	旅行代金の 20%
3.旅行開始日の前々日・前日・当日	旅行代金の 50%
4.旅行開始後の解除または不連絡不参加	旅行代金の 100%

- 2) 当協会の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 3) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ア. 第 8 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第 20 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- イ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- ウ. 当協会らがお客様に対し、第 4 項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。
- エ. 当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき
- 4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- 5) 当協会らは、本項(1) 1) により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。
- 6) 当協会らは本項(1)の 2) により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。

(2) 当協会の解除権

お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- 1) 次の項目に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除することがあります。
 - ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - イ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - ウ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - エ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - オ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - カ. 上記ク.の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当協会が実施する場合）にお客様が旅行を取り消される場合は、本項(1) 1) に定める取消料が必要となります。
- 2) 当協会は本項(2)の本文により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の1) イにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

12.旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- 1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2) お客様の責に帰さない事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの当該受領することができなくなったときまたは、当協会がその旨を告げたときは、前項本項(1) 1) の規程に関わらず、企画料金又は取消料を支払うことができます。この場合において、当協会は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

(2) 当協会の解除権

- 1) 当協会は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- 2) 次の項目に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除することがあります。
 - ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 3) 解除の効果及び払い戻し
本項(2)の1)に記載した事由で当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当協会は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サ

ービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ア. 本項(2)の2)のア、エにより当協会が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

イ. 当協会が本項(2)の2)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13.旅行代金の払い戻し

- (1) 当協会は、「第9項の2」3)5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第10項から第12項までの規定によりお客様もしくは当協会が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第16項（当協会の責任）又は第18項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

14.旅程管理

- (1) 当協会はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当協会がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - 1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - 2) 前1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会の指示に従っていただきます。

15.添乗員

- (1) 当協会は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16.当協会の責任

- (1) 当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りま。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- 2) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - 3) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 4) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 5) 自由行動中の事故
 - 6) 食中毒
 - 7) 盗難
 - 8) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当協会が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

17.特別補償

- (1) 当協会は前項(1)の当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規程により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2,500万円）・後遺障害補償金（2,500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1受注企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当協会の手配による受注型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨契約書面に明示した場合に限り、当該受注型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

18.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

19.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当協会の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当協会が企画・実施する受注型企画旅行（以下「当協会オプションツアー」といいます。）の第17項（特別補償）の適用については、当協会は、主たる受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当協会オプションツアーは、契約書面等で「企画者：当協会」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当協会以外である旨を契約書面で明示した場合には、当協会は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第17項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨契約書面又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに従います。
- (3) 当協会は、契約書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当協会は第17項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨契約書面又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。が、それ以外の責任を負いません。

20.旅程保証

- (1) 当協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の1）・2）・3)で規定する変更を除きます。）は、第4項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当協会に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - 1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当協会は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - 2) 第11項及び第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当協会は変更補償金を支払いません。
 - 3) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当協会は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第4項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当協会は変更補償金を支払いません。
- (3) 当協会はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当協会が変更補償金を支払う変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6. 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗り継便または経由便への変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更		

21.お客様が出発するまでに実施する事項

(1) 旅券・査証について

- 1) 旅券(パスポート) : 旅行参加には、契約書面等で記載の残存有効期限を満たす旅券が必要です。
- 2) 査証(ビザ) : 旅行参加には、契約書面記載の国の査証が必要です。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出国手続資料の作成等はおお客様ご自身の責任で行なっていただきます。ただし当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行ないます。この場合、東京カイラはおお客様ご自身が起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。

日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問合せください。

(2) 保健衛生について

渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。

(3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。

22.個人情報の取扱い

一般財団法人京都ユースホステル協会(以下「当協会」といいます。)及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)、「当協会」及び「販売店」を指して当協会らといいます。

- (1) 当協会らは、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続のため、4.当協会の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、5.当協会及び当協会と提携する企業や団体の商品やサービス、キャン

ページ情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。

- (2) 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該する契約書面に記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申し出ください。（注：10日前が水・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい）
- (3) 当協会らはお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当協会らの営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当協会個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します
- (4) 当協会は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客様は、当協会の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は当協会総務部となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者（総務部長）

問い合わせ先窓口：当協会総務部

電話：075 - 462 - 2312 FAX：075 - 462 - 2289 E-mail：kyh@yh-kyoto.or.jp

営業時間：10:00～18:00（水曜日・木曜日・日曜日・祝日を除く）

23.その他

(1) 海外旅行保険

病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等が係ることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収など大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺症等を担保するため、お客様ご自身で十分な海外旅行保険に加入することをオススメします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

(2) マイレージサービス

当協会の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に問わず当協会は責任を負いません。

(3) 事故等の届け出

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。（もし通知出来ない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

24.受注型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当協会旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

当協会の旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求下さい。当協会旅行業約款は、当協会ホームページ（<http://www.yh-kyoto.or.jp>）からもご覧になれます。

25.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、契約書面に明示した日となります。